

施設を爲ぬと潰すと云ふのは慘酷である。又住職、教會主管者等が中々得られなくても後に必ず得られる場合が相當ある。それにも拘らず地方長官が解散を命ずる理由如何。(加藤知正君、特委六回自二二頁至二三頁)

答 堂宇又は會堂滅失後五年内に其の施設を爲さざるとき云々は現在さう爲つて居るのである。一方に於て寺院の創立を認めないと云ふ原則があるので行政上の手心からして苛酷に扱つて居ない。教義の宣布、儀式の執行が行はれ、ば假會堂でも構はない。今日寺院、教會で青天井の儘放任せられて困つて居るものが多い。又教會は設立の許可を受けながら止めて了つて教會の臺帳に載り放しがあるがこれ等を整理したい考から斯く規定した。住職等を闕くこと三年以上云々は現行法にないが代務者も置けないやうなことは復活困難であるから止めさせるが適當と思ふ。(松尾宗教局長、特委六回二三頁)

問 憲法第二章の臣民の權利義務として保障されて居る所に於ては法律を以て之を制限する。法律を以てした場合は財産權の制限、臣民處罰の理由は法律の自由に屬する。随つてこの法律に基いて行政處分を爲すに付ても行政廳の自由裁量に屬する行爲が多い。然るに信教の自由の場合は憲法で制限する要件を定めて居る。此の團體法其他に依つて宗教上の行爲に付て制限、禁止、解散の處分をする場合は其の理由は公けの秩序に反し臣民たるの義務に反することにあると思ふ。公けの秩序に反し臣民たるの義務に反するか否かを解釋するのは採量の問題でなくして違法適法の問題である。臣民たるの義務に背かない

安寧秩序を害さないやうな行爲で禁止、制限された場合は違法の行政處分に依つて憲法上の信教の自由の權利を侵害されたことになるのではないか。斯う云ふ意味に於て文部事項一般的に此の法に依つて爲される處分に對して苟も違法に權利を障害されたと云ふことに對しては行政訴訟を起すと云ふ一般規定を設けて然るべきでないか。(澤田竹治郎君、總會一回自二二頁至二三頁)

答 現在の制度に於ては單に請願令に依つて陳情、請願が出来るだけの途が開かれてゐるばかりである。其の他に付ては訴願、訴訟の途が開いてゐない。本法を制定するに付ても違法の解散處分に依つて明に權利を障害されたと云ふ場合には行政訴訟を起すのが至當であると思へば數ヶ條列擧したが一面に於ては濫訴健訟の風を起しては困ると考へてかゝる規定にした。(松尾宗教局長、總會一回二三頁)

問 要綱第三の認可の效果は教派、宗派教團に法人格を附與することが一つと教派、宗派、教團と云ふ法人が教規、宗制、教團規則にある宗教の教義の宣布其他宗教的行爲を爲すことを國家が公認する、此の範圍に於ては國家は干渉しないと云ふことと思ふ。憲法の規定の上から見ても教派等の認可を拒む理由は教義の宣布及儀式の執行が公の秩序を害するか又は臣民の義務に背くことと云ふことである。認可を拒むことは教義の宣布及儀式の執行が公の秩序、臣民たるの義務に背くと云ふ燒印を捺すこととなり宗教團體にとつては重大問題である。其の處分に對し訴願及行政訴訟の途を拓くことが適當でないか。

(澤田竹治郎君、特委五回自六頁至一〇頁)

答 認可の意義は相手方に對して教派、宗派、教團として本案に規定する條項を特に適用する意味で、隨て宗教を不認可にすれば非公認の状態に突落すと云ふ意味を含んでゐない。教派、宗派、教團等の設立申請は數から棒に出て來ないと思ふ。例へば今日宗教結社として現に存在する團體等が教派、宗派、教團となることの自信が積んだ時に認可申請をする。縦んばさう云ふ場合に教派、宗派、教團として取扱ふことが不適當なりと認められた場合でも教義の宣布及儀式の執行が出來ないのではない。第七の第六號に依る教會、宗教結社として教義の宣布及儀式の執行を行ふ状態で存立して行くものと心得て居る。詰り今まで特殊の恩典を受けて居ない宗教結社から特典を受けける宗教團體中の教派、宗派、教團にならうと云ふ意思を表示した場合にそれに對して認可を與へると云ふ風に諒解願ひたい。(松尾宗教局長、特委五回自一頁至一三頁)

問 準備期間を長く取るようであるが其の間運用機關に如何なる訓練知識を與へて本案運用に萬違算なきやうにするか。(男爵千秋季隆君、特委二回自二九頁三〇頁)

答 施行迄に二年間位掛ると考へる。地方廳の實務者、宗派教派の實務者を集めて協議會を開き、講習會の施設もして見たい。又各府縣に専門の二課を設けることを希望し極力それを勸奨したい。文部大臣と地方廳の關係に於て聯絡の圓滑を期したい。(松尾宗教局長、特委自三〇頁至三一頁)

問 本法施行の際現に存する教派、宗派に限つては既に本法に依つて設立を認可されたものと看做される

が現に存する教派又は宗派とはどう云ふものか。(澤田竹治郎君、特委五回五頁)

答 現にある教派には神道に十三派、佛教に五十六派で、平穩に今日まで本省と當該宗派と一致して教派、宗派と認め自他共に認めて居る現状で何等行違ひはないと確信する。(松尾宗教局長、特委五回一頁)

問 要綱第三十二に教團が除かれてゐるが、法上據るべきものがなくても現實を尊重して教團に入れることは出來ないか。(富田滿君、特委五回一八頁)

答 本案に事實上該當する教團的存在はあるがそれは認可、許可を受けて居ないので法上何等の地位を占めて居ないことと此方が認めても向ふが教團と認めない又此方が認めなくても事實教團的生活をして居るやうなことが事實上ありはしないか、さう云ふ點が非常に難澁するので手続きとしては別段迷惑は掛けないから新に認可を受けて戴きたい。(松尾宗教局長、特委五回一九頁)

## 附 小委員會に於ける審議概要

- 當局の修正案(試案)を議題にする。(小委員長田所美治君一回一頁)
- (一) 第一ノ第二項ヲ削ル
- 總則と認むべき第一には全體の中心になつて居る教師の文字がある方が宜いと思ふ。(男爵木邊孝慈君一回四頁、富田滿君五頁、佐藤範雄君六頁)
- 教師の資格は總て教規、宗制に任せるか或は施行細則等に於て規定するか。(加藤知正君一回四頁)
- 之は社會通念で分る。本案でも第三の七にあるやうに必要な限度に於ては書いて居るので、其の規定、教規宗制等に規定せられた性質で大凡規定上に於ける教師の性質は判明すると考へる。(松尾宗教局長一回自四頁至五頁)
- 第十六、第十七に教師の制裁が規定されてゐるが教師と云ふ言葉が社會通念で明確に理解されるや否や分らない。削除したことに躊躇する。(塚本清治君一回自五頁至六頁)
- 一番分らない宗派、教派の説明を除いてゐる法案であるから教師の説明は要るまいと考へる。(田所美治君一回七頁)
- 教派、宗派、教團等の定義がないとすると如何にも特別に記載したやうなことになると思ふ。社會通

念上又は法文上教師とは教義の宣布、儀式の執行をする宗教教師であることが分れば宜い、故に除いた方が宜い、と思ふ。(男爵千秋季隆君一回自七頁至八頁)

○ 一方では資格の最小限度は入れた方が宜いと云ふ意見があつたがそれがあれば入れた方が宜くはないか。(男爵穂積重遠君一回八頁)

(二) 第二ヲ左ノ如ク改ム

教派、宗派、教團及教會ハ之ヲ法人ト爲スコトヲ得ルコト

寺院ハ之ヲ法人トスルコト

○ 教派、宗派、教團等にして法人たるものあり、たらざるものありでは第三者保護の爲に法人の規定を設けながら却つて第三者を害する場合があります。教派、宗派、教團は組織體であり社會現象として法規觀念を以て之を見ると人格者と見て宜いと思はるゝのであるから全部法人とすることにしたい。但し法人となるが故に破産したならば解散すると云ふ當然たる規定は避けたい。破産しても尙且續くことが出来る、但し財的基礎を失ひ信用も段々無くするやうなものは宗派、教團の設立目的を達し得ないと認めれば主務官廳に於て解散を命ずることが出来るやうにしたならば宜からう。(塚本清治君一回九頁)

○ 一案は神道、佛教側は法人である方が宜い、殊に寺は前々から法人であるから是等は法人とする方が宜さうに伺ふ。基督教側は教團と教會との關係が親銀行と子銀行のやうなもの又本店支店のやうなもの

もあり得るので教團と教會は二重になつて居り法人にすることが適當であるものと然らざるものがあるやうである。故に左の通修正し破産は塚本案を用ふる。

「教派、宗派及寺院ハ之ヲ法人トスルコト教團及教會ハ之ヲ法人ト爲スコトヲ得ルコト」

二案は破産を入れるとするならば認可取消の一つの原因にして、當然法人である教派、宗派及寺院、法人たる教團及教會に付ては破産したときは認可の取消を爲すことを得るやうにしたらどうか。(男爵穂積重遠君一回自九頁至一〇頁)

○ 教團も法人になつて困るものがあるのではないかそれならば爲すことを得でなければいかぬ。(田所美治君一回一〇頁)

○ 本願寺は宗派と寺院との財産の分ち方がないのである。その開きさへ着ければ大抵は宜い。(男爵木邊孝慈君一回一二頁)

(三) 第六ノ第二項中「教派、宗派又ハ教團」ノ上ニ「法人タル」ヲ加フ

第六ノ第二項ノ次ニ左ノ三項ヲ加フ

前項ノ教派、宗教又ハ教團ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル法人ニ非ザル教派、宗派又ハ教團トシテ存續スルモノト看做スコト

主務大臣ハ前項ノ教派、宗派又ハ教團ニ對シ設立ノ認可ヲ取消スコトヲ得ルコト教派、宗派又

ハ教團ノ設立認可ノ取消ニ因リテ解散スルコト

○ 第十二の寺院又は法人たる教會は破産に因りて解散するの建前にして置きたい。(松尾宗教局長三回自一頁至二頁)

○ 特殊法人と云ふ扱を受ける譯にいかぬか。御由緒寺院は古社寺保存に當つて居るか。古社寺保存の目的と寺院が破産に因つて解散することは矛盾しないか。(男爵木邊孝慈君同上六頁)

○ 學說として容易に決定し難い故私法人、公法人と決めないで取扱の箇條に付て考慮を拂つて行きたい。特殊な由緒ある寺院に付ては行政上の取扱に於ても充分慎重を期したい。(松尾宗教局長同上六頁)

○ 「主務大臣ハ前項ノ教派、宗派又ハ教團ニ對シ設立ノ認可ヲ取消スコトヲ得」と加へたがどう云ふ標準で爲すか。(男爵千秋隆君同上六頁)

○ 宗派は法上存置するやうに看做されたが事實非常にひどい状態に立到つて寧ろ此の際一應解散して仕舞つた方が適當なものもあらうさう云ふものは存置するものと認めても存續せしめる必要もないから寧ろ一應御破算にして出直す方が宜くはないか。標準は條文で表し難いと思ふ。(松尾宗教局長同上自六頁至七頁)

○ 行政上の手心に依つて辯明されることはどうかと思ふ。財産上以外の點も考慮しないか。(男爵千秋隆君同上七頁)

○ 破産して仕舞つたのであるから財的に言つたならば零の状態である。然し看做された教派、宗派、教團の能力、實際的の潛勢力、信徒の信仰心の熱意も考へなければならぬ。(松尾宗教局長同上八頁)

○ 教團は破産に因つて解散せず教會は解散すると云ふが其の理由を伺ひたい。(富田滿君同上九頁)

○ 寺院或は法人教會は教派、宗派、教團の助けもあるだらうし債務超過と云ふ破産原因を回避することもそれ等の助力を受けるならば免れることも出来るだらうし又一般の破産に關する立法令に徴しても寺院法人教會まで宗派等の場合を擴張することは現實に於て不可能である。(松尾宗教局長同上自九頁至一〇頁)

○ 解散と云ふのは法人の衣を脱ぐこと民法の方では脱いでしまふと再び着ることが出来ない、今度の方は脱いだ衣をもう一度着ることが出来る。一度斷絶しても復活して長く續いたものを存續することになると云ふのが新しい結果になると思ふ。解散と云ふ言葉は誤解を起して拙いが前々からある言葉で本案だけで變へる譯にも行くまいから一應の筋は通らうと思ふ。(男爵穂積重遠君同上自一〇頁至一一頁)

(四) 第三ノ第一項中「定メ」ヲ「具シ」ニ改ム

○ 「具シ」が宜いと思ふ。第十六に於て教義の大要、教義の宣布、儀式の執行は文部大臣が責任を以て審査するのが當然であるから本案に付ても三號、四號は原案通りが宜い。(男爵木邊孝慈君一回一一頁)

○ 「具シ」と云ふのは教規、宗制が認可の對照にならない意味か。(富田滿君同上二二頁)

○ 左様である。(田所美治君同上二二頁)

- 教義の概要、教義の宣布全體もさうなるか。(富田満君同上二二頁)
- 三號、四號を他日若し多少變更を生ずる場合に於ても届出で報告すれば宜い。宗派、教派を初め作る時には誠に立派なものであつたが教義の概要を變更する時に安寧秩序に觸れさうな一項を加へた場合政府は調査して認可或は不認可にする。安寧秩序を妨害するやうな宗教は其の届出に依つて任意に處置することが出来ると思ふ。(田所美治君同上二二頁至二三頁)
- 届出になつて當局は行政上運用が出来るか。(男爵千秋季隆君同上二三頁)
- 三項、四項は變更なきものではないかと思ふ。(松尾宗教局長同上二三頁)
- 届出に依つて第十六、第十七等の運用上支障がないならば届出で宜からう。(男爵千秋季隆君同上二四頁)
- 三項、四項だけを届出にするのか。(塚本清治君同上二五頁)
- 左様である。(田所美治君同上二五頁)
- 教義の概要は當局に考慮を願ふ。(田所美治君同上二六頁)
- 教義の概要は宗教團體の目的事項であるから是非存置したい。(松尾宗教局長三三頁)
- 過去に於ける論争の要點は、教義は宗教の本質に關するものであると云ふにある。斯う云ふ解釋は宗教家より學者の間に強く論ぜられて居る。本案の主なる目的であるやうに強調すると同じ論争が議會に於て起る心配がある。之は宗教團體を認可する爲に、参考として貼付するやうにしたらどうか。(富田満君)

同上百一二頁至一三頁)

- 法案の主なる目的として此處に掲げるのでなく宗教團體の目的事項なる故に書いて戴くと云ふ意味である。(松尾宗教局長同上二三頁)

○(参考)

主務大臣の認可を受けるとは教團の設立の認可と教規、宗制等の認可を含むとの説明である。教義の概要等は主務官廳が認可するしないの問題でなく宗教の自由に立入ることになる。故に教派、宗派又は教團を設立せんとする時は設立者に於て教規、宗制、教團規則を參考物として副へ即ち「具シ」と云ふことで主務大臣の認可を受けることにしたい。さうすれば認可を受けると云ふことは宗派、教派又は教團の設立の認可で教規、宗制、教團規則の認可でない。是は不都合であつたら直させたら宜い。他日教規、宗制、教團規則中の事項を變更せんとする時は教義の概要、教義の宣布及儀式の執行に關する事項は主務大臣に届出で他の各項は認可を受けるやうにする。教義の概要等は安寧秩序、臣民の義務等に違反するかしないかを見る添附書類であるから抜く譯に行きまい。(田所美治君、特委八回百一四頁至一五頁)

(五) 第七ノ第一項中「定メ」ヲ「具シ」ニ改ム

- 五項、六項は信教の自由に關するから當局に考慮を願ふ。(田所美治君一回一六頁)
- 六號は別條にするか別項にするが宜くはないか。(田所美治君同上二二頁)

○ 法制局とも相談する。(松尾宗教局長同上二三頁)

(六) 第九

○ 教徒と云ふ文字を入れると云ふ議論があつたが之はどうか。(男爵穂積重遠君同上二三頁)

○ 神道には教徒のないのがある。本案に於ては信徒總代として居るが當該教派、教團に於て何と稱しよ  
うとも法上は信徒總代としたい。(松尾宗教局長同上二三頁)

(七) 第十一ノ第一項中「信徒總代の同意ヲ得」ノ下ニ「管長又ハ教團統理者ノ意見書ヲ添ヘ」ヲ加  
フ

第十一ノ第三項ヲ削リ第二項ノ次ニ左ノ二項ヲ加フ

第一項ニ規定スル事項ニ付地方長官ノ認可ヲ得ズシテ爲シタル行爲ハ之ヲ無効トスルコト

第一項ニ規定スル事項ニ付檀信徒總代又ハ信徒總代ノ同意ヲ得ズシテ爲シタル行爲ハ第二項ノ  
規定ニ依リ地方長官ノ認可ヲ得タル場合ヲ除クノ外之ヲ無効トスルコト

第十一ノ第四項中「前項」ヲ「前二項」ニ改ム

○ 是まで不動産を處分するに當つて認可を受けなかつたときには取消し得べき行爲としてあつたやうに  
思ふが今度當然無効にされて居る。現行法もさうか。(塚本清治君同上二三頁)

○ 民法の方では悪意のない行爲は取消し得べしとなつて居る。それも權利關係が曖昧になつて困る。寺

の方から言へば無効としてあつた方が宜いやうに思ふ。第三者は管長等に掛つて行けると思ふ。(男爵穂  
積重遠君同上二三頁)

○ 現行法の下では地方長官の認可は效力要件となつて居ない。檀信徒の同意を要することになつて居て  
判例では效力要件となつて居る。寺院に付ても地方長官の認可の規定はない。(根本司法書記官同上自二三頁  
至二四頁)

○ 「意見書ヲ添ヘ」との意味は如何。(男爵木邊孝慈君同上二四頁)

○ 現在が管長の添書となつて居て效力要件にもなつて居ないし承認書として效力要件とするのは如何か  
と考へ意見書の添附にした。(松尾宗教局長同上二四頁)

○ 認可が取消し得べき行爲で許可が無効と云ふことであれば許可が宜くはないか。(塚本清治君同上二六頁)

○ 用語は一應當つて見る。(宮内法制局參事官同上二八頁)

(八) 第十二の破算關係以外

○ 第二項の一號、二號を削ることを要望する。(加藤知正君同上二四頁)

○ 事務上必要と思ふ。(松尾宗教局長同上二四頁)

(九) 第十五

○ 法人でない宗教團體には斯う云ふ準用規定がなくて宜いか。(男爵穂積重遠君同上二六頁)

○ 宜いと思ふ。(松尾宗教局長同上二六頁)

(10) 第十六中「風俗ヲ害シ」ヲ削リ「解散ヲ命ズル」ヲ「設立ノ認可ヲ取消ス」ニ改ム  
第十七

○ 「安寧秩序」の中に「風俗ヲ害シ」が入るか。(田所美治君同上二六頁)

○ 憲法との關係上この方が穩かであらう。(男爵穂積重遠君同上二八頁)

○ 憲法との關係上入つて居ない方が宜いと思ふ。(宮内法制局參事官同上二七頁)

○ 研究を要する。(岩村通世君同上二七頁)

○ 「風俗ヲ害シ」は現今の宗教界の實情からあつた方が良し。(男爵木邊孝慈君同上二七頁)

○ 風俗を害することは安寧秩序でもなし臣民の義務でもない、而して見通して置くことも面白くない。

第十六では法文の建前上面白くないから第十七に「其ノ他公益又ハ風俗ヲ害スベキ行爲ヲ爲シタルトキ」にしたらどうか。(野村嘉六君同上二七頁至二八頁)

○ 教義の宣布、儀式の執行の制限禁止、教師の業務の停止は風俗を害する場合で宜いが宗教團體設立認可の取消は結局宗派等を潰すことになるから別に纏める譯には行かないか。(男爵穂積重遠君同上二八頁)

○ 第十六、第十七は内務行政で十分取締れるのでないか。(加藤知正君二回一頁)

○ 治安警察法其他警察法規で警察取締は出來ようと思ふが、宗教上の儀式の執行等が場合に依つて安寧秩序を妨げ臣民たる義務に背くことに付ては治安警察法でも結社の禁止と云ふ風の取締しか出來ない。宗教團體の行爲が可なり大きくなつてから大斧を振ふより外ない。(松尾宗教局長同上二頁至二頁)

○ 第十七の「又ハ機關ノ職ニ在ル者ヲ解任シ若クハ選任スルコトヲ得」を「機關ノ職ニ在ル者ノ解任又ハ選任ヲ當該宗教團體ニ命ズルコトヲ得」と修正願ひたい。(富田瀧君同上二頁)

○ 「機關ノ職ニ在ル者ノ改任ヲ命ズルコトヲ得」としたらどうか。(松尾宗教局長同上二頁至三頁)

○ 安寧秩序を妨げることと風俗を害することは國民の通念から云つて二つの思想である。風俗を害すと云ふ文字を削除して安寧秩序の中に入れるのは決定が困難だと思ふ。治安警察法等に安寧秩序の中に風俗紊亂が入つて居れば國民は其の心得で居るが他の法には並べてあるのに本案に入つてないと風俗を害することに依つては制限を受けられないものと解釋しても宜からうと考へる。憲法にないから風俗を害することも禁止もしないならば論理は徹底するが、風俗を害することは安寧秩序を妨げると云ふことで行くと國民は適從する所に苦しむ。憲法には風俗を害すると云ふことが書いてなくても教義の宣布等が風俗を害しても制限しないと云ふ憲法の本質はあらう筈がない。教義の宣布等が風俗を害する時にそれを取締つても憲法上の信教の自由にも障らない。(塚本清治君同上四頁至六頁)



○ 風俗を害する行事まで信教の自由の範囲に入れて放任して置くは憲法の立案者は考へて居るまい。風俗を害する場合は此の二つに入れて解釋して居ると聞いて居る。風俗を害すると云ふ文字を入れて置けば徒らなる論争を招く嫌がある。(田所美治君同上六頁)

○ 信教上の行爲が風俗を害すと言つても其の程度の高く社會生活上取締を要するやうなものは一面風俗を害すと共に他面に安寧秩序を妨げることとなる。又社會生活上取締を要しないやうな輕微なものは事實上風俗を害すと言ひ得るか疑はしい。風俗を害す行爲は法律で取締らなければならぬものは憲法第二十八條の安寧秩序の制限の方に入ると解釋する。第十六に「安寧秩序ヲ妨ゲ」と「臣民タルノ義務ニ背ク」と憲法と同一の文句があるので讀む者は憲法の條文と比較して憲法第二十八條以外に新なる制限を加へたやうな解釋を生ずる惧れもあるので表示方法としては「風俗ヲ害シ」の文字を書かない方が宜い。(宮内法制局參事官同上三頁至四頁)

○ 「風俗ヲ害ス」を除く方が宜いと云ふ意見は根本觀念に於て當局と異なる所がない。安寧秩序と風俗を害すと云ふことが一般觀念に於て何故に之を除くか法制局の説明で納得できない。(塚本清治君同上二二頁)

(二) 第十九

○ 地方長官に委任される權限は如何なるものか。(塚本清治君同上七頁至八頁)

○ 教派、宗派、教團の範圍に於ては委任する必要はない。寺院、教會の解散處分及設立認可の取消處分

は委任したい。(松尾宗教局長同上八頁)

(三) 第二十三ノ第二項第四號中「安置佛」ノ下ニ「等」ヲ加フ

第二十三ノ第二項ノ次ニ左ノ二項ヲ加フ

宗教結社ノ代表者第一項ニ規定スル期間内ニ届出ヲ爲サザルトキハ地方長官ハ之ニ對シ其ノ届出ヲ爲スベキ旨ヲ催告スルコトヲ得ルコト

宗教結社ノ代表者前項ノ催告ヲ受クルモ仍届出ヲ爲サザルトキハ地方長官ハ其ノ宗教結社ニ對シ教義ノ宣布及儀式ノ執行ヲ禁止スルコトヲ得ルコト

○ 届出でも行届いて取締りをする云ふことになれば宜しからう。(男爵木邊孝慈君同上二〇頁)

○ 認可主義を唱へたが届出が便宜であればそれでも宜い。第一の教會の後へ結社を規定したらどうか。

(田所美治君同上頁一〇頁至一一頁)

○ 非法人教會と宗教結社との區別の標準を何處に付けるかと云ふ點に悩みがある。又宗教界の現状として既成宗教と新興宗教と分けて欲しいと云ふことは抜くべからざる主張である。宗教結社の文字を削つて非法人教會の方へ入れたらどうかと個人としては考へたが宗教界の實情があると思つて主張しなかつた。(宮内法制局參事官同上頁一一頁至一二頁)

○ 宗教結社と云ふ言葉は相應くないと思ふ。(塚本清治君同上二三頁)

(附)

(1) 宗教制度調査會委員 (昭和十三年十一月十四日現在)

會長 原樞密院副議長

委員 田所美治君、石渡大藏次官、内ヶ崎文部政務次官、清水樞密顧問官、澤田行政裁判所評定官、増田日光君(鹽出孝潤君)、加藤知正君、沼波政憲君(安田力君)、館内務次官、姊崎正治君、大森亮順君、船田法制局長官、作田高太郎君、池崎文部參與官、伯爵佐野常羽君、塚本清治君、子爵三室戶敬光君、高楠順次郎君、増山顯珠君、松山常次郎君、富田滿君、天岫接三君、伊東文部次官、坂田實君、今井鐵城君、岩村司法次官、土橋八千太君、工藤十三雄君、佐藤範雄君、下村壽一君、男爵穂積重遠君、里見達雄君、齋藤直橋君、男爵千秋季隆君、石堂惠猛君、岡喜七郎君、伯爵柳原義光君、子爵渡邊千冬君、野村嘉六君、松尾宗教局長

臨時委員 男爵木邊孝慈君

(口) 同特別委員

委員長 伯爵柳原義光君

特別委員 田所美治君、石渡大藏次官、加藤知正君、沼波政憲君(安田力君)、館内務次官、大森亮順君

附 宗教制度調査會委員 同特別委員 同小委員

伯爵佐野常羽君、塚本清治君、増山顯珠君、富田滿君、天岫接三君、岩村司法次官、佐藤範雄君、男爵穗積重遠君、里見達雄君、男爵千秋季隆君、野村嘉六君、男爵木邊孝慈君

(八) 同小委員

小委員長 田所美治君  
小委員 加藤知正君、塚本清治君、富田滿君、岩村司法次官、佐藤範雄君、男爵穗積重遠君、男爵千秋季隆君、野村嘉六君、男爵木邊孝慈君

九、本法案に對する新聞紙の論調

- (1) 宗教團體法案 社説東日 昭一三、七、二五
- (2) 宗教團體法案要綱 社説東朝 昭一三、一一、七
- (3) 宗教團體法案批判 神佛基關係者は斯く見る 讀賣 昭一三、一一、一五
- (4) 宗教法案に對する私の立場 小野清一郎 中外日報 昭一三、一一、一九
- (5) 宗教團體法案に對する新田管長の説を駁す 渡邊銀治郎 讀賣 昭一三、一一、二三
- (6) 宗團法新要綱の批判に對する所感 伊藤道學 讀賣 昭一三、一二、三
- (7) 宗教團體法要綱の神佛基の順位に就て 蓮生觀善 中外日報 昭一三、一二、四
- (8) 宗團法案一閱の印象——須らく拒否すべし神習教管長芳村忠明 中外日報 昭一三、一二、七
- (9) 提出された宗教團體法案 社説 讀賣 昭一四、一、一九
- (10) 宗教團體法案の必要性 論説 報知 昭一四、一、二〇

(1) 宗教團體法案 社説

東日 昭一三、七、二五  
松田案に比し一段の進歩

來る通常議會に提案するつもりで、文部省宗教局において作成した宗教團體法案の草案と傳へられるものを見ると、恰も經濟法規の如く、設立、登記、破産といふやうな文字が甚だ目につくのであるがそれはむしろ宗教關係立法としての實際化を語るものであるかも知れぬ。信仰に對する國家統制は、わが憲法の建前に反するのであるから、宗教立法の必要があるとすれば、當然その對象は宗教活動の世俗的方面だけに限られなければならない。現實の問題としては、宗教團體の内部に絶え間なく起つてゐる悶著に對し、文部當局が多年實行してゐる仲裁調停手段に法的根據を與へ、また宗教團體の法律的經濟的關係を明確にし得れば、わが國の宗教立法はほゞその目的を達するといつてよいであらう。明治卅二年山縣内閣の宗教法案はしばらく措き、昭和二年の宗教法案と四年の宗教團體法案とが、二度とも貴族院で握り潰された主たる原因は、當時の法案に對し、單にかういふ實質上の消極的目的ばかりではなく、信教の自由に觸れる官僚的統制の積極的意圖が潜んでゐるかの疑惑が、かけられたためであつた。

## 二

それで昭和十年、松田文相時代には、注意深くさういふ疑惑を招き易い字句や條文を除いて、宗教團體法案を纏め上げたのであるが、今度の草案は大體の趣旨においてこの松田草案に近いものと認められ、八十五箇條が四十箇條足らずに整理單純化された點は、松田案に比して一段の進歩といつてよい。キリスト教が、神佛兩教と共に明確に例示され、特殊布教や公益事業に對する補助金制度の規定されたことなど

は、いづれもその方面の關係者を喜ばずに相違なく、その他小さな改良は幾つもあるやうだ、しかし宗教活動に對する制限、禁止、團體の解散、役員の任免等々、強き統制權を主務大臣の手に握らせる規定がなほ存在する點に、宗教立法に對する一般の疑惑と反對論が再現する餘地はないであらうか。これ以上緩和しては、實際に役立たぬ骨抜き制度となるといふならば、その上は運用の妙に期待せざるを得ないであるが、實は國民が信教權のことを考へねばならぬのは、他日この法律を實施するに當つて、文部吏僚の運用態度を心配するからに外ならない。

## 三

近年流行のいはゆる淫祠邪教に對する警察的取締りを強化することが、宗教立法を必要視する文部省側の主たる動機であるといふ風聞は、果して當局者の眞意を傳へてゐるかどうか知らないが、しかし安寧秩序を妨げ臣民たる義務に背く宗教的言動を、取締る法規に事缺く我國ではないから、今さら事新しく宗教立法により邪教取締りを宣傳するのは、やゝもすればこの法規を振り廻して、わが國多年の宗教國策を變じはしないかといふ危懼を與へぬとも限らない。既成宗教の人心感化力が老衰して、思想善導にも、國民精神總動員にも、餘り役に立たないのは、法規で如何とも致し難いところであらうし、宗教教師の中から危険思想をいだく者が出るならば、取締る法規は他に幾らもある。この法案が實現しても、運用は嚴重に消極的でなければならぬ筈であつて當局がみだりにその運用上の偉大な效能を吹聴することは、立法に當

りかへつて前例の如き憲法的反對論を刺戟するだけであらう。

#### 四

憲法第二十八條と、その保障に基いて政府が進んで宗教に干渉しない寛容國策とは、宗教的葛藤からわが國運の進展を解放した最も賢明な方針であつたが、今後の大陸發展に當つて、この宗教的寛容政策の傳統こそ、日本の態度を他國の民衆にも信頼せしめるに、極めて有力な資格といはねばならない。苟くもこの多年の宗教政策を、動搖せしめるかの如き疑惑を挾ませるやうな措置は、回教の國內布教さへ歡迎してゐる今日において、決して策を得たものではあるまい。殊に宗教團體法案は多年の懸案であるだけに今日直ちに解決を要する時局的意義に乏しいものであり、かゝる平時的恒久性の制度案に對し、慎重審議の餘裕を、時間的にも精神的にも、戦時の議會に期待するのは無理ではないかと思はれる。今秋宗教制度調査會に付議して、更に異議を少くするやうに練上げるだけならば別段差支あるまいが、不急の立法によつて無用の摩擦を生ぜしめるやうな當局者の功名心だけは、嚴に戒めなければならぬ。

### (2) 宗教團體法案要綱 社説

松田案に比し一段の進歩

東朝 昭一三、一一、七

國家と宗教との關係は、頗る重大であるにかゝらず、わが國においてはなほ極めて漠然未剖の原始状態におかれてゐる。宗教に關する現行法令を見ても、明治初年以來隨時に發布せられた布告、布達、省令、

訓令等三百にも餘る雜多なものから成り、その間連絡統一を缺く上に、宗教そのもの、活動と正當なる機能の發揮とを拘束する場合も少くはなかつた。これを適宜に整理し、宗教行政の根本法規を定むるとともに、宗教團體に對する國家の保護と取締りとに手落ちのないやうにし、一國の文化並に國民の精神生活にとつて重要な宗教教化の實をあげしむるための宗教團體法の制定は、すでに十年來の懸案であり、議會の審議に上つたことも、前後四回に及ぶのである。しかも其後大本教やひとのみち教團の事件があり、邪教淫祠の取締りがいよゝ必要を加へ來つたのみならず、事變下の國民精神總動員運動に對する宗教の役割の決して輕視すべからざることに想到すれば、この懸案解決の促進も、また長期建設の國策線に沿ふものであることはいふまでもない。

從來提示された法案が、何人も制定の必要を認めながら、多數宗教家の反對を買ひ、議會の論議も紛更して、その都度握り潰しとなつた根本の理由は、第一にその條文があまりに煩瑣であつたからである。昭和二年の宗教法案の如きは六章百三十條にも達し、昭和四年の宗教團體法案はよほど簡約されたものであつたが、それでもなほ八十五條もあつた。ところが今度の成案では僅に三十七條となつてゐる。まづ非常な英斷といつてよからう。第二には、從來の法案はむやみに高飛車的に許可權や認可權をふりまはし、やもすれば信教の自由を妨げるやうな底意のほめかされた點が改められたことである。由來宗教團體の組織、制度、並に行事は、なるべく自治的でなければならず、したがつてそれに對する國家干渉は、出來

るだけ消極的であるべきのに、従來の案は、内部の微細な點から、宗教の本質、内容にまで立ち入り、教派、宗派、教團、寺院及び教會について一定の法律的定義を下すことをも憚らず、宗教教師の資格に關してまでも一定の條件を強ひ、中學卒業後二年以上専門の教育を受けたものでなければならぬとした。

ところが今回の成案ではこれらの諸點は、殆どみな宗教家側の希望どほりに緩和、修正されてゐる。すなはち教派、宗派、教團、寺院及び教會の定義的規定を削除し、その本質、内容については、他の條文または一般の通念に委ねることとし、宗教教師を教師に改め、その學業その他資格及び要件等を教規、宗制等に譲り、法規の條文においては一切これに觸れないこととしてゐるのである。これは最も賢明な方法であらう。

近代の科學的知識と信仰とは必ずしも一致するとは限らず、修道院的な隔離教育ではあまりに世間離れがしてゐる實際の役に立たないし、さりとて世間なみの昇格大學の出身では、往々にして宗教界から俗界に去ることを得意とするものがあり、さらに無學者でも信仰の厚いものはその教化力において群を抜く場合も珍らしくないといふので、法律をもつて一律に規定することが、最も猛烈な排撃的となつてゐたのであるが、この點を修正して、各宗教團體の裁量に一任されるやうにしたのは當然ながらも法案の著しき進歩的改善を示すものであつて、従來の諸案に比すれば、殆ど根本的に出直したものともしひ得るであらう。

過去における宗教法案または、宗教團體法案に對する反對論のうちには日本國といふ特殊の國體を無視したのも少くなかつた。外國宣教師ことに米國出身の傳道者たちは、概ね宗教法の制定をもつて、信教

竝に宣教の自由を制限するものと早合點し、これに反對して不成立に終らしむるのは基督教徒の至當なる態度であり義務であるといふやうに誤信してゐたやうである。しかしながら日本と米國とでは、國體、從つて憲法の精神、宗教の取扱ひ方等を根本的に異にしてゐる。米國では信教竝に宣教の自由は絶對であるかも知れないが、日本はさうはゆかぬ、この特殊の國體下に於ける國家と宗教との關係調節を必要と考ふるならば、もはや従來のやうな概念を基礎にした抽象的な反對論は、ここに實際を根據とした具體的な贊成論にまで進展し得るを疑はないのである。一方また、世間には國家の強權を宗教界にも及ぼし、この際國教を選定せよと説くものもあるやうである。近衛首相はこれに對し、その意思なしと明答を與へてゐるがいはゆる統制流行の機運が宗教界にもいかなる餘波を及ぼさんも測り知り難き今日、今回の成案要綱に現れたる政府の妥協的意思に對し、宗教家も大局から圓滿なる解決に努力することは、國家のためにも、宗教團體のためにも、最も策の得たるものでないかと考へられる。

(3) **宗教團體法案批判** 神佛基關係者は斯く見る 讀賣 昭一三、一一、一五

文相の勞を多とす

佛教聯合會常務理事 今井 鐵 城

國家の進展に伴ひ諸般の制度大略整備せるに獨り宗教に關する制度のみ未だ確立せられざるは我國法制上の缺點である。

國民思想や社會風教に甚大の關係を有する宗教及宗教團體が明治初年の太政官布達以下三百有餘の雜然たる法規に依つて取締られ然かもその不統一なる法規の爲めに自治的發達、自發的活動が或は制肘を受け或は阻害されてゐることは行政官憲も亦十分これを認める所であり行政上幾多の不便を感じながら今日に及んで居ることは國政上頗る遺憾と謂ふべきである。

然るに今回荒本文相は此等の缺點を能く認識し且つ事變對處、時艱克服に關し宗教團體の教化活動を策勵し剛健なる國民精神の涵養に資益せしむるに緊要なりとし即ち宗教團體に關する根本法たる宗教團體法制定の決意をなし新たに宗教團體法案要綱を作つて近く宗教制度調査會に諮問することになつたのは荒本文相の國務大臣としての見識及經綸と而してその勇斷とを推賞せざるを得ないのである。

文部省の發表した宗教團體法案要綱は卅七項より成れるものだがこれを通覽するに現行宗教法規の幾多の缺點を修補し是正するに頗る苦心努力の跡が見える。

例せば不完全なる神佛道管長の權限を擴大し寺院を明確に法人とし教會も法人たり得ること、し新寺の創建を可能ならしめ寺院財産管理を嚴重にし佛堂を寺院又は教會たるを得せしめまた基督教の教派を認め地方税免除の特典を公平ならしめ更に宗教行政事項に關する訴訟訴訟の途を開き地方長官の絶對權に就ても訴訟願又は訴訟をなし得ることとして神道、佛教、基督教の各教宗派の教團の自治尊重の趣旨を明示し特に現在全然刑罰法令に依らざれば、取締り得ざる所謂淫祀邪教等の取締規定を設けたのは國家社會の爲め欣快とす

べく斯くて現行宗教法規の缺點は大體整備されたと認められる。

但し右は法案要綱である、法案は別に作成されるのであるか或は該要綱卅七項を直ちに法案卅七ヶ條に直す積りであるかそれらは文部當局に確めたい。

なほ法案要綱の各項に就ては種々論議討究を要すべしと考ふるがこゝには先づ私個人の所感の一端を記するに止める。

### 三つの大缺陷

新道修成派管長 新 田 邦 達

實は一寸通覽しただけで深く研究はしてゐないが大體三つの根本的大缺陷があるやうに思ふ。

(一) 荒本文相の下に立案されたものとしてはそこに何等革新的意圖が見られず遺憾である。忌憚なくいへばこの法案は全く政策も主義もないもので結局箱根山の寄せ木細工であるたゞ徒らに法規を羅列したやうなもの、これに比すれば昭和二年の宗教法案の方が遙かに主義政策があり價值があるやうに思ふ。とまれ今回の法案要綱を見て理解し得ることは容易でない。

(二) かゝる要綱では宗教團體法案とは云ひ難い。強ひて云へば宗教團體財産管理法案だ。殊に文部省が立法する法律であればそれは助長行政の立法である。だとすると公認宗教の地位向上徹頭徹尾圖らねばならぬわけであるのにそれが全く見られない。今回のそれは大宗派中心主義であつて小宗派を引き上げて

ゆく所の政策が聊もないのである、例へば地租家屋税を負担すると云ふのがあるがこの特定を受けるのは大宗派であつて小宗派は殆ど借家住居であるか結局大宗派だけが保護を受けるのであつてそこに正義感としての缺陷があるやうに思ふ。

(三) 今回の要綱を一貫する思想は唯物思想である。これは甚だ不都合だ。例へば宗派は法人として居る故に破産に依て解散をする。さうすると結局金の切れ目が縁の切れ目と言ふことになるのだ。これ唯物思想に非ずして何ぞと申したい。宗派と言ふものはソンなものであらうかソンな唯物的なものなのか。故に斯様な法案が施行されるとしたならば將來宗教界の精神活動を向上せしむると言ふことは不可能であると思ふ。(談)

#### 基督教の立場から

日本基督教聯盟總幹事 海老澤 亮

從來基督教側に難色のあつたのは私の了解する所では教義の認可に關して信教自由の本義に悖りはせぬかといふ憲法論であつたと思ふ。この點の理解納得ができれば何人も異論はないであらう。殊に今回審議に付せらるべき原案は極めて簡單に集約せられ宗團法として最小限度の條項に止められてゐる。

聞くところによると今後その施行上の細目に至つては更によく宗教團體との協調接觸によつて宗教の發達を助長せしむべき最善の途を選ばるべき當局の意圖であるとのこと吾等は此の場合極力相剋摩擦を避け

て相互の信任を以て此の國家の重大案件を決定し國民精神の指導上宗教其のもの、權威を確立すべきであると思ふ。

國家が宗教團體の保護並に取締のために法制を要する事は何人も之を疑ふ筈はない唯法文は冷たい文字であるから宗教に關する法制の如きは人格的の接觸によつて之に生命あらしむる事を要する。當局と宗教家とが一體となつて宗教の發展のために圖る心的態度こそ國家社會に取つて儀文にまさる緊急事であると思ふ。

#### (4) 宗教法案に對する私の立場

小野清一郎

中外日報 昭二三、一一、一九

今度の法案は法條を簡潔にし、且つ反對の多かつた點を削つてゐるだけで、根本はちつとも前と異なるものではないことは當局も承認してゐる通りであり、而して私の從來反對して來たのは個々の點もさること乍ら實にその根本に對するものであるからであります。さればその根本の改まらざる限り小生としては依然として反對せざるを得ぬのであります。一、法案の宗教に對する立場は根本的に自由主義的であり、ただこれに對する警察的な統制を強めようとするものにすぎないと思ひます。佛教も、基督教も神道(教派)も、乃至は回教でも結構、國家はどれも平等に取扱ふ。どれを信じてもよい。又どの宗教が盛になるかは各宗教の自由競争にまかせる。國家はどれにも別段の關心をもたない。宗教は私事であるから。ただそれが苟くも公の秩序に反したり、國家の利盛を害したりするやうなことがあつてはならない。其の點からし



て國家は嚴重にこれを監督しなければならない。かういふのが

法案の精神 であると思ひます。當局はいふでありませう。いやこれは宗教を保護する趣旨のものであり、これによつて宗教家の活動を助長し、又大に其の國民精神の涵養に對する効果を期待するものである、と。しかし法案の何處にもそんな精神は現はれてゐない、現はれてゐるのは劃一的な平等主義即ち自由主義であり、警察的な監督主義である。さうしてもつと悪いのは宗教團體を一個の財團の如く見てこれを私人たらしめようとする唯物主義であります。

二、法案は宗教に對して盲目である。私はさう斷言する。宗教といふもの、本質を理解してゐないといふ意味です。宗教「團體法」であるからといつて、これを許すことは出來ないと思ひます。宗教といふものは其の發達にそれ／＼の歴史があり

傳統がある のであつて、極めて具體的な個性をもつたものです。それを一つの宗教法でもつて劃一的に規定しようといふのが抑も根本的な誤ですしかも其歴史的發達は國民精神と密接重大なる關係があるのであります。單に世界において有力な宗教であるから、又すぐれた宗教であるからといつてわが日本における歴史的宗教と同列にこれを見ろといふが如きは、實に文化の歴史性を知らざる亂暴極まる文化政策と謂はざるを得ぬのです。世界いづれの國にも斯の如き亂暴な宗教法は存在しないのであります。斯の如き劃一的平等は抽象的な平等であり惡平等であつて實質的には却て、不平等極まるものであり國民の精神生

活に對する大なる不正義を敢へてするものだと思ひます。

三、法案は 宗教に對して盲目なる故に、宗教「團體」否それよりも宗教「財産」に眼をつけてゐます。宗派、寺院を法人とするといふことを何か大へんな恩惠で、もあるかの如くいはれますが、これはとんでもないことで、ただ民法の社團法人や財團法人竝に財産權の主體として取扱ふといふだけのことです。公法人か私法人かと問ふなら多分私法人と答へられるでせう。これは宗教は私事であるといふ自由主義の觀念から來てゐるのです。宗教と雖も何等の公權もたぬのです。寺院の財産上のことについてさへ其の監督權は地方長官にあつて管長には何の權限もないのですしかも

宗派の負債 が重なつて破産をすると、宗派そのものが解散となる、といふのです。法案が如何に唯物的であるかはこれによつてもよくわかります。書き出せば書くことはいくらでもありますが、この位にしてやめておきます。要するに、小生は今回の法案に對しても亦絶対に反對の意見をもつてゐる、といふことを更めて茲に表明致したいと思ひます。

#### (5) 宗法團體法案に對する新田管長の説を駁す

御嶽教管長、神道教派聯合會當番 渡邊銀治郎

讀賣 昭二三、一一、二三

神道修成派管長新田邦達氏は過日本欄に於て今回の宗教團體法案要綱を評して政策も主義もない箱根山

の寄せ木細工だと云はれたがこれは間違も甚だしい。思ふに新田氏は從來の法規に對して云ふべきを感違ひしてあのやうな轉倒の意見を吐かれたものであらう。

と云ふのは現行の法規こそ寄せ木細工に等しいものだからである。その不整備なものをマイル張の立派なものに修正しようとするのが今回の法案要綱なんである。深く研究もなさずして輕々に論評せられることは慎まれない。

第二に新田管長の論は宗教と宗教團體とを混同しての批判のごとく考へられる。今回の法案要綱は宗教團體に課せらるゝものであつて宗教そのものには何等立ち入つてゐないしまた宗教に干渉すべき筈はない。即ち宗教團體を物と見て所謂業者としての立法であるから破産によつて解散せらるゝは當然である。また免税について正義感として缺陷があると云はれるが借地や借家住居の人にまで免税の恩典に浴せしむることは不可能であるだらう。ともあれお互教化の位置にあるものはその言動においてつねに教化者としての襟度と自重だけは失はぬやうありたいものである。

第三に新田氏は該法案要綱は唯物的の法案であつて精神活動を向上せしむることは不可能だと云はれるがこれまた賛成出来ない。苟も帝國憲法に於て信教の自由が保證せられてある以上今回の法案要綱は精神活動をして向上せしむるに却つて有効でこそあり聊も障害とはならないと信ずるからである。

要するに吾等神道教派人は時世を辨へ適切妥當なる法令整備の下に宗教本來の使命を完うすることを念

願するものだ従つて神道十三教派の大多數は今回の法案要綱に大體賛意を表するものである。以上神道教派聯合會の當番責任者として一言。

#### (6) 宗團法新要綱の批判に對する所感 駒澤大學教授伊藤道學

讀賣 昭一三、一二三

本紙十一月十五日、廿三日の二回にわたり、神佛基各代表者から宗團法要綱に對する御意見が發表せられたのに對し宗教法學徒としこの率直なる感想を求められた。佛基兩教の代表者の御意見はまとまつてゐるやうであるが神道教派聯合會のそれは全面的に相對立する二つの意見が發表せられたことは先づ一般讀者としては奇異に感じたのである。ともあれ兩者の御意見は單に宗教法學徒としてのみならず宗團人としても見のがせない重點であるのでたゞそれだけに對する稿者の感想を述べることにする。

第一、新田管長は新要綱には主義政策が認められない謂はゞ立法精神が一貫してないから「寄せ木細工」であると批判せられたのに對し神道教派聯合會當番渡邊管長は現行法規こそ寄せ木細工であるが新要綱はむしろそれを「マイル張り」に修正しようとするものだ深く研究もせず論評を慎まれないと言つた主旨の感情論に走られた感がある。もちろんそれが寄せ木細工かマイル張りかは知らない。しかし如何なる法案と雖も何等かの主義政策がなければ無意味でありまたそれを解釋することすら不可能であらう。新要綱には遺憾ながら前法案に比しそれが具現されてゐないことは如實に指摘されていゝと思ふ。

第二、新田管長は我邦の宗教制度史上公認教政策、公認教の保護助長行政こそが文部省宗教立法の本質でなければならぬ。されば免税特権の如き一般公益法人に對する保護のみに着眼せず、我邦の精神生活史上における公認教と國家との道義的立場から公認教に對する保護助長にもつと専念すべしと言つた主旨がその重點のやうに見受けられる。これは今日の宗團當局の何人を問はず異論のない筈である。これに對し渡邊管長は免税云々の一例を全主旨の如く誤認せられむしろこれに對し輕蔑的な論評をさへなされたのは正しくはづれの征矢たるの感を禁じ得ないやうである。

第三、新田管長は新要綱が唯物思想に基く財産管理法であつて宗教團體法でないに批判せられたのに對し渡邊管長は宗教と宗團とを別にして——今日の宗教學上宗教は社會性、團體性を有するのがその如實相であるが——しかも宗團を物と見て立法するのだから破産解散は當然だと應酬せられてゐる。すなはち前者は宗教の本質に鑑み唯物的立法の不可を高潮せられたのに反し後者はその唯物的立法を運命的に肯定した上の御批判のやうに見受けられる。しかし極端なソ聯でさへ宗團事象を唯物視しない。むしろそれを唯心視するが故にこそ彼等の唯物史觀的立場からこれを否定するにすぎないのである。従つて現行比較宗教制度上宗團を唯物視する立法は斷じて存在しないのである。勿論新要綱も宗團を唯物視してはゐない。併し財團法人視することが濃厚であることは財産規定、民法準用規定の夥多なることが如實の證據だ。宗團活動もとより經濟關係を離れて存立し得ないことは事實だ、だが三十七條の簡略法にまた宗團事象の根本法

に財産規定で充たすことは延いて日本國の政策法としての必要條項を脱漏する結果となつた。これが我々の特に重要視する批判の重點である。

要するに新田管長の主張は純然たる立法論であり渡邊管長の批判は假定の上立つ解釋論である。兩者は並行線であつて交錯しない。故に渡邊管長の駁撃は何等の效を奏しないであらう。

(7) 宗教團體法要綱の神佛基の順位に就て 善通寺派管長 蓮 生 觀 善

中外日報 昭二三、一二、四

文部省發表の宗團法要綱を見るに全體の組み立てが神道佛教基督教の順序に依り各條項ともみな教派宗派教團となつて居るが天理教、金光教等の宗教神道を佛教各宗の上位に定むるは如何なる理由に依れるものなりや、之れ些事に似て些事ではなく、その關係する所甚だ大なるものがある。然るに宗調委員會及びその他の場合にも一向その點にふれた應答がないらしいが、これは是非その理由を明かにして頂きたい。神佛二教はその成立の年代よりいへば、神道十三派は何れも明治時代に設立せられたものであり、佛教各宗は六七百年若くは千年以前に開宗せられたものである。依つて成立の順序よりいへば佛教神道、宗派教派の順位に依るのが當然であらう。明治初年の神祇省時代には天理教、金光教等の宗教神道はなかつたから、神道といへば神社神道のことであつた爲め、神佛道教師といひ神官僧侶といふに不思議はなかつたが、明治十五年神道本局が大社教、大成教、神宮教、神道本局の四派に分裂して以來神社神道と宗教神道とはは

つきり區別せられ甲は神社局、乙は宗教局の所管となつたのである。然るに十七年の管長委任布達に依然神佛道管長と稱せられたことが俑を爲して今日に至つて居るが、これは不用意に神祇省時代の名稱を襲踏したものか、但しは廢佛主義のほとぼりまださめやらざり故意に此の順序を用ゐたものか、何れにせよその時代と今日とは社會情勢も異り、殊に法律として一切の制度を公正に整理せんとする以上は此の際これを合理的に改むべきではあるまいか。若し他に首肯すべき的確なる反對理由あらば委曲を一般に明示せられんことを當局者並びに宗調委員にお願ひする。これ恐らく佛教徒何れもが抱く疑義であらうと思ふ。

(8) 宗團法案一閱の印象——須らく拒否すべし——神習教管長 芳村 忠明

中外日報 昭二三、一二、七

宗教制度の確立に對する翹望期待が大きかつたそれだけに、今次の宗團法案に對する失望も亦大きなものがある。始めて法案を一讀し終つた瞬間の印象を率直にいふならば、「何等の革新性もない」「法全體を一貫した原理即ち立法上の根本趣旨が明確でない」「總てが觀念の粗雜なる組合せに止まり寧ろ法の遊戯的玩弄なること」「立法技術に頗る不手際なること」「物質主義に終始し宗教そのものに對する敬虔性がない」「惡統制主義の爲隨所に思はぬ犠牲の間接的要求のあること」「國民道德乃至現行制度上由々敷き問題であること」等であつたが、それ等を綜合して得た結論的印象は「宗教の爲の宗教立法にあらずして宗教立法の爲の立法であり其の本末は顛倒し、完璧より拙速を主眼として時局便乗の態度濃厚にして法の内在的思想

は凡そ荒木イヅムに反くものがある」に在つた。

其の後幸に本案構成上の特徴と稱する五六の點に付當事者より具體的釋明を聽く機會を得たが「特徴」は必ずしも「特長」とならぬことを深く感識した。例へば「教宗派を法人とする」が如き或は精神的存在が「破産に依り潰滅する」等の如きは正に吾人の理念外のものである。茲に近代物質主義の宗教への宣傳が、更めて官僚の手に依り切つて落されむとし茲に又反宗運動は新なる形と段階とに於て登場する。

元來宗團法立案の基礎的要件は、先づ以つて「宗教とは何んぞや」の決定を要する。即ち本案の如きは此の決定を基調として立案せられねばならぬ筈のものだ。同時にその外部的行爲即ち宗教行爲の範疇は當然に然かも明確に法上に規定せらるべきなるに拘らず一指も之に觸れてない。是等基本的要件を樹てずして憚り多い言葉であるが「何の宗教立法ぞ」と謂ひたい。更にいへば假りに教宗派なる精神存在が法人格を具し得るとしても、破産といふ物質條件で之を解散し消滅し得るか。キリストの教は彼の十字架上の死に依て亡びない。その亡びざる教を經濟的事情に依り解散させようと謂ふ其事から無理だ。教派乃至宗派は團體でない。他に之を奉ぜしむる宗教そのものの實體だ。且つその教宗を奉ずる寺院教會(之れが團體である)の行方はどうなるであらうか。結局本案第十四に依り勅令を以つてそれ等の就去を規定せらるる事となるのであるが、某宗たる法人の解散に依つて其の舊管長が所轄した寺院が飽く迄宗祖の教判に遵ふ當然の立場を取つた時又他宗が此れ等宿無しとなつた寺院其の他が新たに所轄を受けむとする其宗派の管長が、本

宗の宗判に従はざる限りそれを拒否する當然の態度に出でた時、それが勅令にもせよ何等の命令にもせよ、法人の目的を變更せしめたり、安置佛、所依の經典を始め其の行持作法等の變更を命じ得るかどうか。又此れを所轄すべしと其の管長に命じ得るか否か。之を簡明にいへば徳川時代の如く官僚の御威光を以つて轉宗轉派を強制し得るか否かは憲法第二十八條が決定して呉れる。然かも寺院の轉宗轉派は事實上有り得ないとして之を禁止する一方、本法施行の效果に於て之を敢へて策勵するとはいはぬが事實の問題として單立寺院が現れる。或は宗派教派の破産に依る解散の如きは有り得ないといふかも知れぬ。有り得ないならば斯る規定も必要ない。一面に於て第三十を以つて明治五年太政官布告第二百七十四號を廢し、曾つて獨立本山、無本寺に對する所屬上の強制を解除し(此の場合にも宗派管長に所屬せざる寺院を生ず)他面に於て憲法第二十八條の成文と全く氷炭相容れざる違憲立法を敢へてせられむとする事は、前後矛盾の甚だしき事は申すに及ばず、其の立法動機乃至立法の基本とすべき宗教觀そのものに大いなる疑問がある。技葉問題であるところの寺院や教會の財産管理の如きは、どうでもよいとは勿論いはぬが、法そのものの根本に於て宗教の冒瀆があり名狀すべからざる不満がある。このまま贊成など出来るものではない。詳細に互る事項は戊寅會を通じて發表することに決定せられあるを以つて、此の度は全面的拒否の語を以つて本案に對する態度を明にし、若干の意見を添へるに止むる。最後に本案の如きものに我邦宗教の發展を庶幾することは妄想であり、又國家そのものも何等の利益を期待し得ないことを言明する。

(9) 提出された宗教團體法案 社説

讀賣 昭一四、一、一九

從來法案に對し教團方面から最も論議された點は、恐らく教宗派の法人問題と單立教會の問題であらう。即ち前者に就ては教宗派が法人格を賦與せられて、その法律的乃至經濟的活動の上に利便を得ると云ふ點に光明を認むるものと一方には教宗派が法人格を有するがために、民法第六十八條の援用により、教宗派がその債務によつて破産すれば、當然その教宗派は解散せしめられるものであるとして、これを惧る、向とがあつた。後者については單立教會が認めらるゝ場合、新興宗派の濫立を來たすべくこれがため既存諸宗派の存立の基礎が脅かされるとして反對する向もあるやに傳へられる。

併し乍らいまこれを冷靜に考察すれば、教宗派法人問題も單立教會問題も宗法法規としては一進展であり、宗教の社會的進出が要請さるゝ今日、法人格を有つことが、その活動の上に極めて有利なるべき事は何人も認むる所であり、また破産による教宗派の解散の如き最悪の場合に起り得ぬ事例であらう。即ち教宗派は法人としても特殊法人であるから、當局といへども教宗派に對し破産といふ物質的理由をもつて直ちに解散命令を發するが如きことは有り得ぬ筈であり、存続に値ひする教宗派であるならば、法燈の存続を祈念する篤信者の淨財によつて再起の機縁が與へらるべきことは明白である。故にこの點に關する危惧は、これを一片の杞憂と見てよいではなからうか。

また單立教會の認可は、新興教會派にも時代的意義を認めて、その健全なる生長發展の機會を與へんと

するものであり、一面には既成諸宗派の法域に覺醒と奮起を促す刺戟劑ともなるものであるから、寧ろこの規定に積極的妥當性を認むべきであらう。

本法案は要するに故松田文相當時に立案された八十五條の複雑な大法案を三十七條に縮少したものであるから細部に互る規定が省略されてをり、一般的通念に俟つて解釋さるべき部分が多々存することでもあり、これが運用に特に慎重なる用意を整へおくべきであらう。

(10) 宗教團體法案の必要性 論說

報知 昭一四、一二〇

宗教界の輿論は結論的にいへば、消極的賛成である、有るは無きに勝る、太政官布告以來、數多の法規に、少しづつ、頭を出してゐる宗教關係法規を、集大成することの必要には異論はない、しかし今回の法案そのものは、忌憚なくいへば喰ひ足りぬ、これが大體の空氣である、從來、反對を唱へ來つた近角常觀師を筆頭とする眞宗の一部、帝大小野教授その他一聯の佛教學者等も、今回は聲を大にしない、また神佛基各派の一部には熱心な促進論者もある、それにも拘らず、全體として、その賛成には積極的な隨喜の情が見られない、何がさうさせたか、當局は先づこの點を三思する必要がある。

今回の法案を見るに、從來、論争の的となつた點は、ほとんど省略、若しくは宗團に委任されてゐる、教師資格は、各派の教規宗制に一任され、單立教會は原則としてこれを認め、特殊の實情にある神道には、實際運用上、これを許さぬこととして神道方面の反對を防いでゐる、邪教取締も、宗教結社の制度を認めたのみで、

積極的の邪教摘發や取締は、依然檢察當局にゆだねてある、唯一の特色であつた「教派宗派教團を法人とすること」も宗教制度調査會における猛反對に逢つて「法人とすることを得」と改められた、これでは論争の起りやうがない、極言すれば骨抜き法案である、當局は徒らに、法案成立の功を急ぐとさへ極論する者もある、この言は、いさゝか酷に失するが、論争の起り得る點を極力回避した跡は、我等もまた、認めない譯には行かぬ。

しかもひるがへつて考へるに、法案そのもの、必要性は、自ら存する、國家の全體を擧げて、興亞の國策に邁進する時、宗教界の協力は最も必要とされ、事實また、相當の活動は行つてゐるが、しかもなほ一層の奮起が要望されてゐる、この秋に當り、何等かの形式、適當なる程度において、宗教團體の統制が行はれることは、好むと好まざるにと拘らず、必然の成行である、全宗教界が、消極的にもせよ、法案を支持してゐる事は、從來問題となつた點が省略されたためのみでなく、その底に、大きな時世の流れを見逃すことは出來ない、この意味で、宗教法案もまた、時局の線と、必ずしも離れて存在するものではない、故に政府は、假りにこの法案が成立してもこれを以て我が事成れりと考へ、その功に誇ることがあつてはならぬ、今回の法案は時局下宗教行政への第一階梯である、結論ではない、現状に照らし最も摩擦の少き形式において先づ作る、しかして、時局の進展と宗教界の情勢に應じて、おもむろに完璧なものへ進めて行く、この意味においてのみ、今回の宗教法案は存在の意義があると考へるものである。

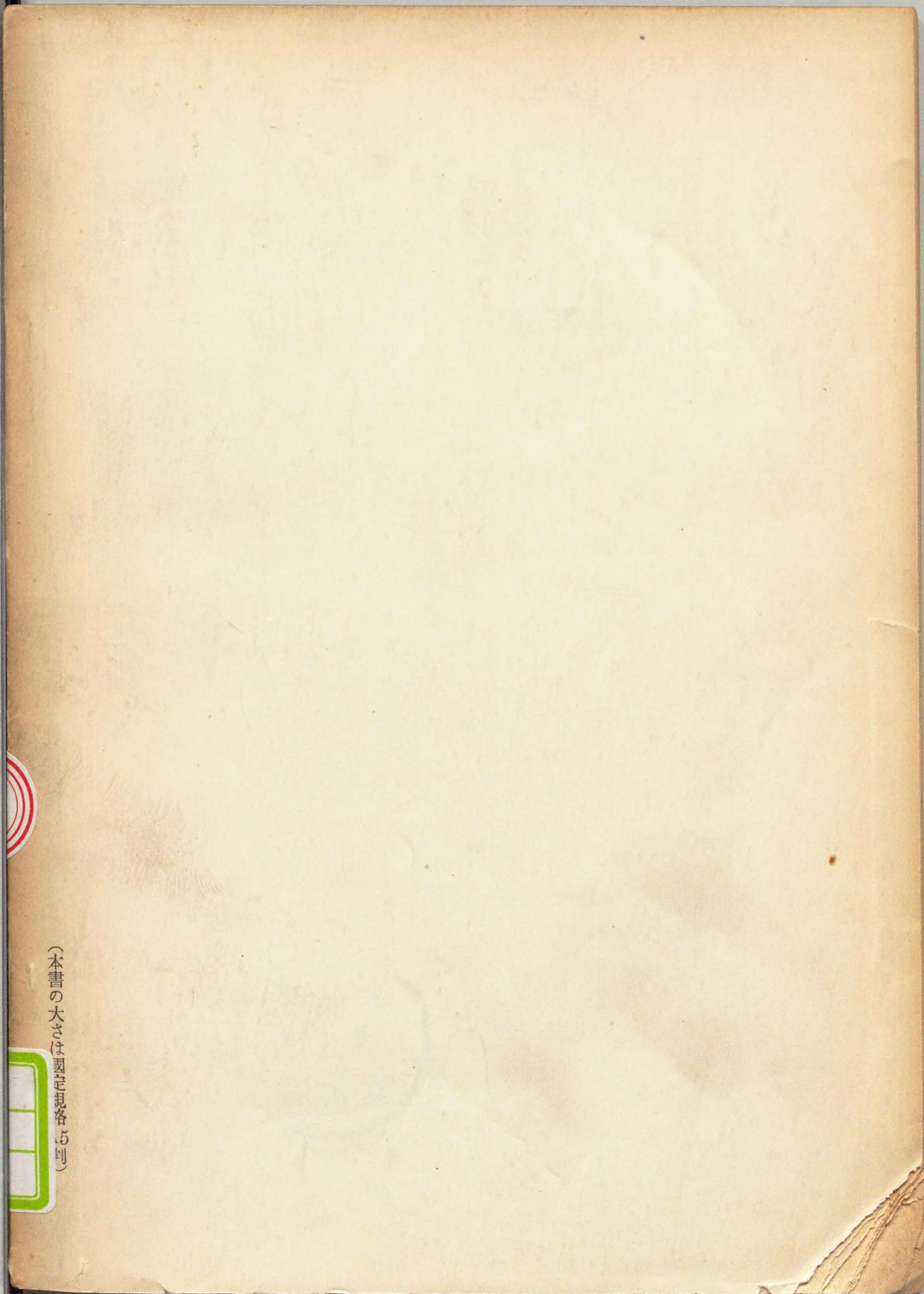
0310

33

42674

寄贈

衆議院  
14. 3. 1  
圖書館



(本書の大きさは製本見格と同一)